

平成2年3月19日付けで公告した北海道地域総合整備資金貸付要綱の一部を次のとおり改正する。

令和6年4月30日

北海道知事 鈴木 直道

第3第1項第3号 を削る。

第3第1項第4号 同号を第3号とする。

第5第1項中「42億円」を「80億円」に改め、ただし書を削る。

第5第2項中「35パーセント」を「50パーセント」に改める。

第5第4項中「42億円」を「80億円」に、「52億5,000万円」を「100億円」に改め、「63億円」とあるのは「78億7,000万円」とを削る。

第5第5項中「42億円」を「80億円」に、「67億5,000万円」を「120億円」に、「35パーセント」を「50パーセント」に、「45パーセント」を「60パーセント」に改め、「63億円」とあるのは「101億2,000万円」とし、」を削る。

第5第6項中「42億円」を「80億円」に、「67億5,000万円」を「120億円」に、「35パーセント」を「50パーセント」に、「45パーセント」を「60パーセント」に改め、「63億円」とあるのは「101億2,000万円」とし、」を削る。

第5第7項中「42億円」を「80億円」に、「67億5,000万円」を「120億円」に、「35パーセント」を「50パーセント」に、「45パーセント」を「60パーセント」に改め、「63億円」とあるのは「101億2,000万円」とし、」を削る。

附則第2項中「42億円」を「80億円」に、「54億円」を「96億円」に、「35パーセント」を「50パーセント」に、「45パーセント」を「60パーセント」に、「52億5,000万円」を「100億円」に、「67億5,000万円」を「120億円」に改め、「63億円」とあるのは「81億円」と、」及び「78億7,000万円」とあるのは「101億2,000万円」とを削る。

附則第3項中「42億円」を「80億円」に、「54億円」を「96億円」に、「35パーセント」を「50パーセント」に、「45パーセント」を「60パーセント」に、「52億5,000万円」を「100億円」に、「67億5,000万円」を「120億円」に改め、「63億円」とあるのは「81億円」と、」及び「78億7,000万円」とあるのは「101億2,000万円」とを削る。

附則第4項中「42億円」を「80億円」に、「54億円」を「96億円」に、「35パーセント」を「50パーセント」に、「45パーセント」を「60パーセント」に、「52億5,000万円」を「100億円」に、「67億5,000万円」を「120億円」に改め、「63億円」とあるのは「81億円」と、」及び「78億7,000万円」とあるのは「101億2,000万円」とを削る。

附則第5項中「42億円」を「80億円」に、「54億円」を「96億円」に、「35パーセント」を「50パーセント」に、「45パーセント」を「60パーセント」に、「52億5,000万円」を「100億円」に、「67億5,000万円」を「120億円」に改め、「63億円」とあるのは「81億円」と、」及び「78億7,000万円」とあるのは「101億2,000万円」とを削る。

附 則

この要綱は、令和6年4月30日から施行する。